

【中国日本商会事務局より】

以下の情報は、中小企業金融公庫 経営情報部 国際室からの依頼に基づいてお届けするものです。

中小公庫海外情報

2005年7月5日
第75号

中小企業金融公庫 経営情報部 国際室

TEL: 03-3270-0505 FAX: 03-3279-5910

E-MAIL: keijo-2@gj8.so-net.ne.jp

中国 / 「外貨保証付き借入れに係る新たな規制」

中国現地金融機関からの借入に係る新規制

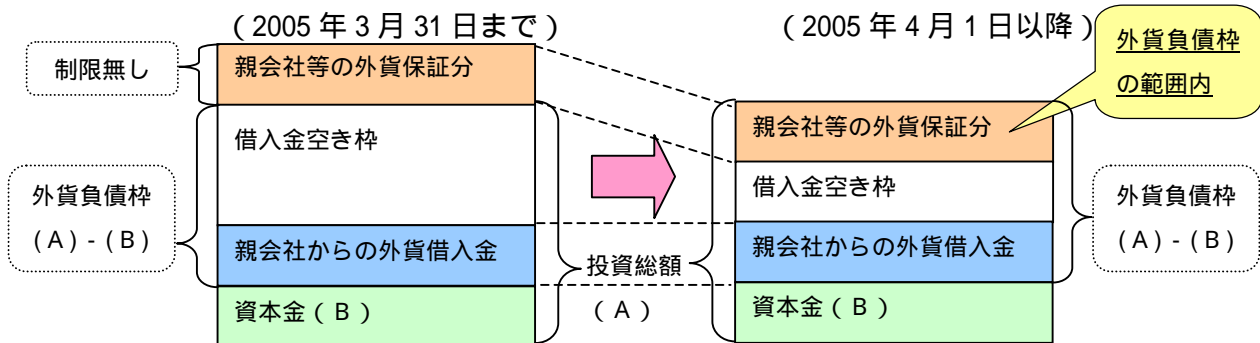
中国では外資系企業の資金調達において、総投資額から資本金を差し引いた額を上限とする「外貨負債枠」という概念があり、中国現地法人が日本親会社等から外貨建てで借り入れる場合は、この外貨負債枠を上限とする規制がありました。

一方、日本親会社等の外貨保証に基づく中国現地金融機関（現地邦銀含む）からの借入については、これまで「外貨負債枠規制」の対象外でしたが、今年4月1日以降、新たな規制が加えられました。

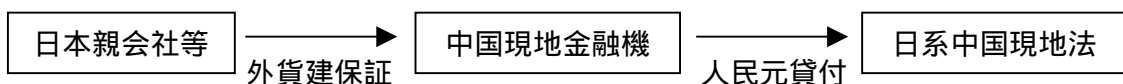
具体的規制内容

- 日本の親会社等による外貨建て保証（親会社保証、銀行からのスタンドバイ L/C 等）が付された人民元借入金及び外貨借入金も、外貨負債枠の範囲内に限定する（図表1 右図参照）。

図表1 新規制施行前後の外貨負債枠の考え方



(今回の規制の対象となる主な外貨建て保証付き借入れ)



規制の背景

今回の規制が実施された背景には、欧米等からの圧力により人民元切り上げ機運が高まってきた状況下、中国政府が外資系企業による投機的な人民元投資を抑制しようとしていることがありとみられています。また、現在、中国沿岸都市部を中心に行われている外資主導による加熱気味の不動産投資を抑制するためとも言われています。

日系中小企業への影響

当公庫アンケート調査「第5回中国進出中小企業の実態調査 2004年11月」によると、回答数418社のうち約半数の216社の日系中小企業が借入金ありと回答しています。調査結果から借入金構成を見ると、今回の規定の対象となる日本親会社等の外貨保証により資金調達をしている企業割合は17%あることから、今回の規制による影響が懸念されます（図表2参照）。

図表2 日系中小企業の借入金構成（外貨保証の有無別）（借入ありと回答した社数：216社）

	日本本社	日系金融機関	地場金融機関	その他	合計
外貨保証あり	-	15%	2%	-	17%
外貨保証なし	55%	1%	23%	4%	83%
合計	55%	16%	25%	4%	100%

出所：第5回中国進出中小企業の実態調査（2004年11月当公庫経営情報部）

今回の新規定により、中国現地法人が現地金融機関（現地邦銀含む）から新たに借入する際には、親会社等の保証付きであっても外貨負債枠を確保することが必要となりました。もともと中国では総投資額が大きくなるほど最低資本金比率が下がり、その結果外貨負債枠が増えることになっているため、外貨負債枠を拡大するためには追加投資させることがその採り得る有力な対応策となってきます（図表3参照）。実際、この方法により借入枠拡充を図っている中小企業も出てきているようです。

それ以外に、日本親会社等からの保証に頼らず、中国現地法人単独の信用力で人民元を調達するといった対策も考えられます。

図表3 中国における（A）総投資額と（B）資本金との関係

総投資額	対総投資額 最低資本金比率	最低資本金額
3百万米ドル以下	70%	
3百万米ドル超、10百万米ドル以下	50%	2.1百万米ドル
10百万米ドル超、30百万米ドル以下	40%	5.0百万米ドル
30百万米ドル超	1/3	12.0百万米ドル

なお、現時点で外貨負債枠を超過する日本親会社等の保証付き借入金については、今回の規制により現地金融機関へ返済されるべきものと考えられます。今のところ、現地金融機関は外資系企業の資金繰り悪化を懸念し、返済を迫ってはいないようですが、今後の規制の運用如何によっては、現地金融機関が回収を促進することが懸念されています。

（経営情報部 安武 宏）

- ・ 本稿は、「外貨保証付き借入れに係る新たな規制」に関する全ての情報を網羅するものではありませんので、予めご了承ください。
- ・ なお、「中小公庫海外情報」につきましては、本号を持ちまして終了とさせていただきます。長い間ご愛読頂きましてありがとうございました。